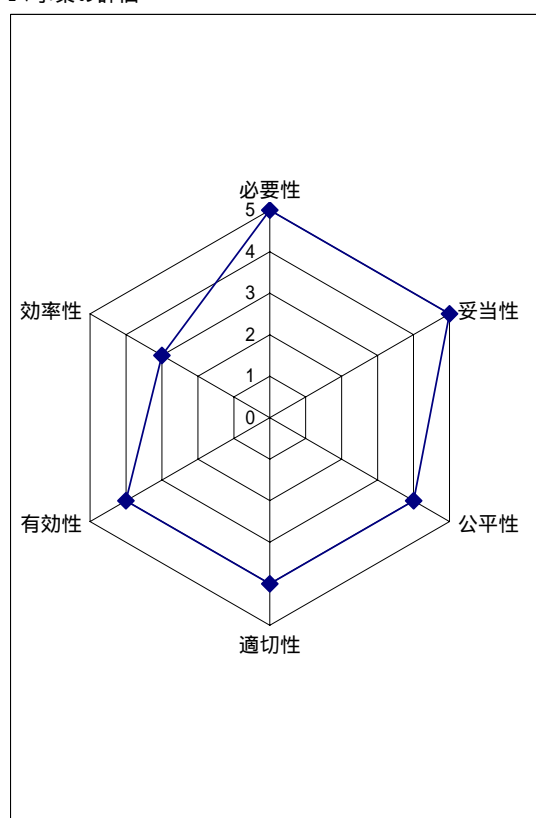


事務事業名	集落営農推進事業	担当部局	市長部局 産業経済部
基本目標	豊かな暮らしを育む活力ある産業づくり(産業)	担当課名	農政課
施策体系	美しい田園を育む交流型農業の振興	担当係名	農業係
施策	地域ぐるみの農業をすすめる		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	労働力の低下(後継者不足・高齢化の進行等)により、農業の衰退が懸念されるも、担い手である認定農業者を中心とした地域営農集団を育成し、点から面的な振興を進め、農業の維持・発展を目指す。		
事業の期間(開始/終了)	平成16年	4月/	99年99月
根拠法令、条例、規則など			
事業が対象としている人(モノ)	認定農業者中心とする営農集団		
具体的な活動内容	事業の周知・説明		
	集団の組織化に向けた支援(話し合い等)及び組織運営に関わる指導		
	補助金交付に関わる事務処理		
	導入機械後の有効活用に関わる指導・支援		
事業の成果	集落営農集団(協同機械利用組織)の組織が確立したことにより、地域的な農業振興がはかられた。		
	機械整備されたことにより、品質の向上、作業省力化がはかられた。		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	5 ますます必要性は高くなっている 平成14年度に作成した結城市地域農業振興計画に基づく平成16年度より新設した事業である。また、平成17年3月に国において「新たな食料・農業・農村基本計画」が策定され、集落的な営農集団を「農業の担い手」としていく方向が鮮明に打ち出されたことを鑑みるとますます必要性のある事業と考える。
	5 行政以外にはできない事業である 農業は現在まで、家族的な経営により行われてきたがほとんどであり、個々の経営の努力により現在農業水準が確保されてきた状況の下で、地域的な営農集団を育成していくことについては、行政の積極的な関与が必要であり、また、営農集団の活動のはじめとして、機械の協同利用をすることは重要と考えられる。
公平性	4 目的とした対象者に対しては、概ね広く便益を提供している 地域リーダーである認定農業者を通じて事業内容を周知し、要望のあった営農集団に実施したので、公平性は確保されている。平成17年度末の認定農業者数157名
	4 現在のやり方(手段)が一般的であり、特に問題はない 今後の農業振興を考えた場合、この体制継続することは当然と考えられるが、地域的・集落的農業の振興を図ることが重要となってきている。
有効性	4 概ね目標水準に達している 集落営農集団の育成及び生産向上につながったことにより、おおむね目標は達成した。
	3 どちらとも言えない 認定農業者が中心となって地域・集落の高齢農家や兼業農家とともに地域農業の振興を図る。

総合評価	集落(地域)営農組織の必要性については、一定程度農業者の皆さんに周知できたと思われ、今後の農業振興につながるものとする。ハード事業について、予算規模が小さかったため、要望が少なかったと思われる。
------	---

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	拡充(人・モノ・カネ等の拡充)	中長期的方向	改善(質的充実・効率化)
	説明	この事業は、将来の農業施設の転換期を先取りし、農業の事業化(法人化)の拡大を求めるものである。国の農業施設における支援システムから見ても明らかのように、地域集団営農や営農法人化に対する補助金制度が優遇される状況である。したがってハード、ソフト両面の拡大拡充に向けて、農業振興を図るべきである。			
決定権者判断	決定内容	拡充(人・モノ・カネ等の拡充)			
	説明	集落営農組織の育成は、これからの農業施策の基本的課題であり、拡大重点化しながら農業振興を図っていく。			